

やちよケアマネ・ネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、やちよケアマネ・ネットワーク（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会に事務局を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、質の高いケアマネジメントの実現のため介護支援専門員の資質の向上等を図るとともに、豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の質の高いケアマネジメントの実現を目的とする研修に関する事業
- (2) 介護支援専門員の業務遂行に資する情報提供に関する事業
- (3) 地域福祉の推進に資する事業
- (4) 調査、研究、提言に関する事業
- (5) 介護支援専門員の相互交流に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 八千代市及び近隣市町村において、介護支援専門員の資格を有する者は、本会の会員となることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記載し、本会に提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、本会の定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 帰納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(役員及び定数)

第11条 本会に役員を置く。

2 役員の数数は12名とする。

3 役員のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

(選任等)

第12条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、役員の間選とし、総会において承認を得なければならない。

(職務)

第13条 会長は本会を代表し、本会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 役員は、役員会を構成し、本会の業務を遂行する。

(任期等)

第14条 役員の間は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期の間で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。但し、この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 総会

(種別)

第16条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、下記の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算に関する事項

(5) 事業報告及び収支決算に関する事項

(6) 役員の間選等に関する事項

(7) 会費に関する事項

(8) その他、本会の運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め召集の請求をしたとき

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長は、総会で議決又は承認した事項を会員に知らせなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第25条 役員会は、下記の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第26条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員から招集の請求があったとき

(招集)

第27条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 役員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長は、役員会で議決又は承認した事項を役員に知らせなければならない。

第7章 分科会及び委員会

(分科会及び委員会)

第31条 本会は、本会の目的を達成するために、分科会及び委員会を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 前年度よりの繰越金
- (6) その他の収入

(寄付金品)

第33条 用途を決められて寄付された金品は、その用途に用い、決められていないものは、役員会の議決を経て用途を決める。

(繰越金)

第34条 年度末の総収入から総支出を差し引いて残余があれば、繰越金として次年度の収入として編入する。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理する。

(会計担当者)

第36条 会長は、経理事務に関する担当者として、会計担当者を任命することができる。

(会計監査)

第37条 本会の収支決算は、その年度末における資産目録とともに、会計監査担当者の監査を経て、役員会の承認を得るものとする。

(会計監査担当者)

第38条 本会は、会計監査担当者を置き、適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させる。

2 会計監査担当者は、総会において1名選任し、その任期等は本会役員の任期等に準じる。

3 会計監査担当者は、本会の役員を兼ねることができない。

(事業年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第41条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 会員の欠亡
- (3) 合併

2 本条第1項第1号の事由により本会が解散するときは、総会において、総会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(合併)

第42条 本会が合併しようとするときは、総会において、総会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

附則

本規約は、平成12年 6月16日より施行する。

本規約は、平成13年 4月 1日より施行する。

本規約は、平成15年 4月 1日より施行する。

本規約は、平成20年 4月 1日より施行する。